ニ　社会参加支援加算　12単位

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、リハビリテーションを行い、利用者の社会参加等を支援した場合は、社会参加支援加算として、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の末日が属する年度の次の年度内に限り、１日につき所定単位数を加算する。

ホ　サービス提供体制強化加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　サービス提供体制強化加算(I)イ　18単位
(2)　サービス提供体制強化加算(I)ロ　12単位
(3)　サービス提供体制強化加算(II)　６単位

ヘ　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　介護職員処遇改善加算(I)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数
(2)　介護職員処遇改善加算(II)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
(3)　介護職員処遇改善加算(III)　(2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
(4)　介護職員処遇改善加算(IV)　(2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

8　短期入所生活介護費（１日につき）

イ　短期入所生活介護費

(1)　単独型短期入所生活介護費

(一)　単独型短期入所生活介護費(I)

a　要介護１　620単位
b　要介護２　687単位
c　要介護３　755単位
d　要介護４　822単位
e　要介護５　887単位

(二)　単独型短期入所生活介護費(II)

a　要介護１　687単位
b　要介護２　754単位
c　要介護３　822単位
d　要介護４　889単位
e　要介護５　954単位

(2)　併設型短期入所生活介護費

(一)　併設型短期入所生活介護費(I)

a　要介護１　579単位
b　要介護２　646単位
c　要介護３　714単位
d　要介護４　781単位
e　要介護５　846単位

(二)　併設型短期入所生活介護費(II)

a　要介護１　646単位
b　要介護２　713単位
c　要介護３　781単位
d　要介護４　848単位
e　要介護５　913単位

ロ　ユニット型短期入所生活介護費

(1)　単独型ユニット型短期入所生活介護費

(一)　単独型ユニット型短期入所生活介護費(I)

a　要介護１　718単位
b　要介護２　784単位
c　要介護３　855単位
d　要介護４　921単位
e　要介護５　987単位

(二)　単独型ユニット型短期入所生活介護費(II)

a　要介護１　718単位
b　要介護２　784単位
c　要介護３　855単位
d　要介護４　921単位
e　要介護５　987単位

(2)　併設型ユニット型短期入所生活介護費

(一)　併設型ユニット型短期入所生活介護費(I)

a　要介護１　677単位
b　要介護２　743単位
c　要介護３　814単位
d　要介護４　880単位
e　要介護５　946単位

(二)　併設型ユニット型短期入所生活介護費(II)

a　要介護１　677単位
b　要介護２　743単位
c　要介護３　814単位
d　要介護４　880単位
e　要介護５　946単位

注１　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス基準第121条第１項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）（同条第２項の規定の適用を受けるもの及び同条第４項に規定する併設事業所を含む。）において、指定短期入所生活介護（指定居宅サービス基準第120条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は介護職員若しくは看護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。